

森林整備技術研修 Q&A

実務経験証明書の記載方法・添付書類について

Q1)「施工管理に従事した森林整備業務の名称」については、どのような記載をすればよろしいか。

A)「施工管理に従事した森林整備業務の名称」には、岩手県が発注した治山事業（保安林整備等）、県有林事業、国、市町村（財産区有林を含む）、旧緑資源機構、旧林業公社などの公的機関や民間（会社・個人）から発注された森林整備業務名（作業名）を記載してください。業務名は、添付する業務契約書に記載されている業務名（作業名）を正確に記載してください。

Q2)「森林整備業務」について詳しく教えてほしい。

A) 森林整備業務の定義は、「地拵、下刈、枝打、間伐等の森林施業に係る現場業務」としてあります。「森林施業」とは、林木の生長に応じて定期的にかつ計画的に行う作業を指しておりますので、森林を対象にして行う作業においても、販売を目的とした主伐（伐期の到来に伴う皆伐等）、公園管理等の景観形成を目的とした作業、境界保全等の維持管理業務、風倒木の除去作業などは対象外としております。

また、林務担当部所管である工事等でも治山工事（堰堤工事、山腹工事等）や林道（作業道含む）工事は対象外となります。

※具体的な内容は、直接問合せ先（岩手県森林保全課 電話 019-629-5797）に確認ください。

Q3)以前の研修の際には、実務経験証明書に記載の業務に関して業務委託契約書等の添付がなかったが、添付が必要か。

A) 記載されている業務の発注者や内容が不明確で、実務経験について判断がつかない事例があったことから、業務委託契約書の添付を義務づけました。

Q4)民間(個人)からの受注業務は、特に、契約書を交わしてないが、何の資料を添付すればいいのか。

A) 個人との契約の場合、契約書を締結しないケースも見受けられますが、原則、契約書の提出についてのみ業務経験の実績といたします。ただし、請書や依頼書の場合は、提出された内容で個々に判断いたします。いずれ発注者、業務名、作業名、事業量、事業費、業務期間等の記載がある資料のみ審査対象とさせていただきます。

Q5)業務委託契約書等については、すべてを添付すると大量な資料となりますが、すべて添付するのですか。

A) 添付書類については、3年分(36ヶ月)の業務に相当する分によろしいです。また、契約書は、発注者、業務名、作業名、事業量、事業費、業務期間等が記載されている部分とし、別記条項等については添付不要です。

Q6)業務委託契約書等については、かなり以前の業務のため契約書がありません。また、それに代わる書類もありませんがどのようにしたらよろしいか。

A) 原則、申請は難しいと思われませんが、個別で協議させていただきますので、問合せ先にご連絡ください。

Q7)返信用封筒には、いくら切手を貼付すればよろしいか。

A) 返信用封筒が確実に送付できる分を貼付してください。(第1種定型なら110円、第1種定形外なら140円)

実務経験の取り扱いについて

Q1)木材業を主として営んでおり、その合間に自己山林の手入れをしているが、この期間は実務経験に加算できるか。

A) 施工管理はあくまでも作業の依頼主があつて、その要求に応えるために必要とされるものであることから、自己山林の手入れ期間は加算できません。

Q2)木材販売業と森林整備業務を営んでいるが、主伐などの伐採業務は実務経験に加算できるか。

A) 主伐などの伐採業務は実務経験として加算できません。あくまでも森林整備業務の施工管理に従事した期間となります。

Q3)治山工事を受注しているが、堰堤工事などの治山工事業務は実務経験に加算できるか。

A) 堰堤等の治山工事の施工管理業務は、実務経験として加算できません。林道工事についても同様です。あくまでも森林整備業務に係る施工管理に従事した期間となります。

Q4)実務経験は、元請ではなく、下請工事も該当しますか。

A) 下請工事の場合でも、施工管理を行っている場合は該当になります。

Q5) 森林施業の施工管理に長く携わった経験のある者を新たに雇用する場合、その者の実務経験は認められるか。認められる場合は、誰の証明となるか。

A) 認められます。その場合の証明は、現在の職場で行ってください。ただし、以前の職場での実務経験を証明する資料（雇用関係にあったものを示す書類と従事した業務の内容がわかる資料）を添付してください。なお、根拠が不明確かつ正確でない場合は、虚偽の証明に該当し、その結果、指名競争入札の参加資格に影響する場合がありますので、ご注意ください。

Q6) 所属職員にかつて森林整備の施工管理に従事した者がいるが、この者の実務経験は誰が証明するのか。

A) 証明書は現在の所属事業体で証明して構いません。ただし、証明にあたっては、前の質問と同様の添付資料が必要です。前の職場が発行する証明書の提出は、原則求めませんが、前の職場が証明書を発行した場合は、その証明書を添付しても構いません。

Q7) 事業主である自分が受講したいが、実務経験は誰が証明するのか。

A) 証明書は事業主自身で証明いただくこととなります。

受講申請書の申請人について

Q1) 申請者は受講する者本人となるか、所属事業体の代表者となるか。

A) 事業内容の問い合わせを行うこともあることから、所属事業体の代表者の申請とする様式にしております。

法人ではない個人事業主が申請する場合も同様の取り扱いとなります。

Q2) 研修受講希望者が、現在、林業事業体に所属していないが、過去に実務経験がある場合は、申請できるか。できる場合は、申請人は誰になるか。

A) 実務経験を満たしていれば、申請できます。申請にあたっては、個人事業主と同様の扱いとしますので、様式第1号に、申請人と研修受講希望者が同じとなるよう記載してください。

その場合の証明は、申請人本人となりますが、以前の職場での実務経験を証明する資料（雇用関係にあったものを示す書類と従事した業務の内容がわかる資料）を添付してください。